



第Ⅰ章 都市計画マスタープランの概要

本計画の改訂の背景や計画の位置づけ、計画期間、計画書の構成等を示しています。

島地区の水田風景

- Ⅰ-Ⅰ．都市計画マスタープランとは
- Ⅰ-Ⅱ．改訂の背景
- Ⅰ-Ⅲ．計画の位置づけ
- Ⅰ-Ⅳ．目標年次
- Ⅰ-Ⅴ．計画対象区域
- Ⅰ-Ⅵ．計画の構成



1-1. 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に基づいて定める計画で、正式には「市町村の都市計画に関する基本的な方針」と言います。

都市計画マスタープランは、住民に最も身近な立場である市町村が、その創意工夫のもとに、住民の意見を反映するとともに、具体性のあるまちづくりの将来ビジョンを確立し、本町の将来あるべき「まちの姿」を定めるものです。

都市計画に関連する具体的な計画の策定や事業の実施については、このマスタープランに即して進められていきます。

1-2. 改訂の背景

多古町都市計画マスタープランは、平成13（2001）年5月に策定され、その後、平成24（2012）年3月に見直しを行い、これに基づきまちづくりを進めてきました。

令和元（2019）年度には、成田空港の更なる機能強化への取組や首都圏中央連絡自動車道（以下、「圏央道」という）（大栄・横芝間）の開通時期が公表されるなど、多古町を取り巻く環境は大きく変化してきています。

これらの状況を鑑み、第5次多古町総合計画に掲げているまちの将来像を具現化していく指針として、実行性のある都市計画マスタープランとするため、見直しを行うものです。



あじさい公園

【成田空港の更なる機能強化について】

平成 27（2015）年 9 月に開催された国、県、成田空港周辺 9 市町及び成田国際空港株式会社（以下「空港会社」という）の四者で構成する「成田空港に関する四者協議会」（以下「四者協議会」という。）において、国から、「成田空港の更なる機能強化が必要不可欠である」との認識が示されたことを受け、四者協議会で検討を開始しました。

これ以降、四者での協議や住民説明会を重ねた結果、C滑走路の新設やB滑走路の北側への延伸、夜間飛行制限の変更により、年間発着容量を 50 万回とすることについて、平成 30（2018）年 3 月 13 日の四者協議会において、正式合意に至りました。

また、年間発着容量 50 万回時に必要となる空港敷地及び施設については、約 1,000 ヘクタールの拡張範囲を基本として、変更許可申請に向けて具体化していくこととし、その結果、令和元（2019）年 11 月 7 日に空港会社が空港等変更許可申請を行い、令和 2（2020）年 1 月 31 日に国から許可を受けました。

これにより、令和 10（2028）年度末までに整備することを目指しています。

滑走路の具体的な位置及び空港敷地について



出典：成田国際空港株式会社



1-3. 計画の位置づけ

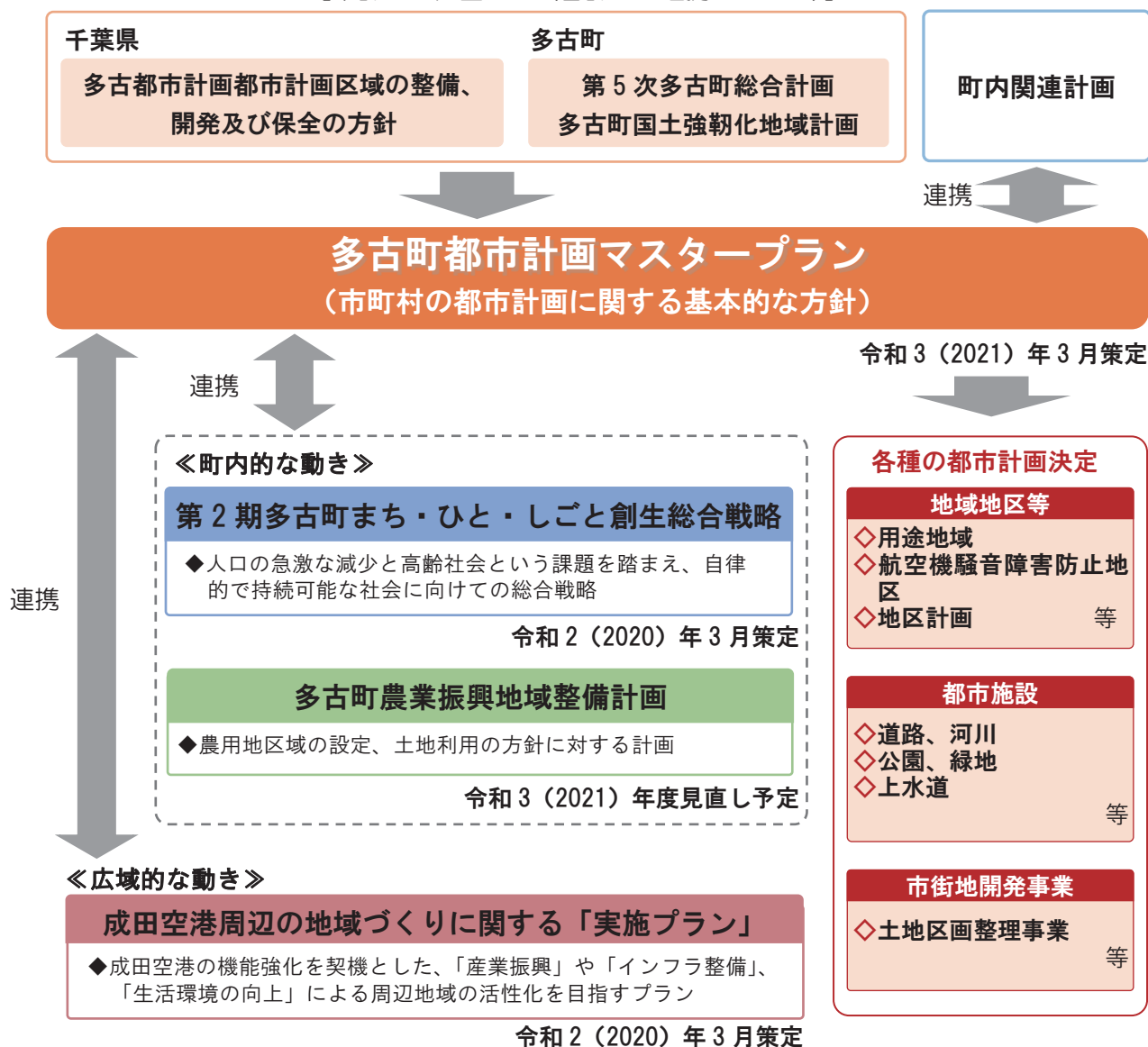
本計画は、多古都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（千葉県）や第5次多古町総合計画に即して定めます。

また、第5次多古町総合計画に加えて、第2期多古町まち・ひと・しごと創生総合戦略等とも、十分に連携を図り、人口減少や高齢社会が進む将来においても、持続可能なまちづくりを目指していきます。

更に、本町は成田空港の東側に隣接していることから、成田空港の更なる機能強化に合わせたさまざまな地域振興策の位置付けがなされている「成田空港周辺の地域づくりに関する実施プラン」や各種関連計画とも十分な連携を図っていきます。

なお、各種都市計画決定は、本マスタープランに即して定めることになります。

【本計画の位置づけ（各計画の連携イメージ）】



1-4. 目標年次

本計画は、長期的な視点に立って、本町にふさわしいまちづくりの将来像や土地利用・道路等の都市施設の整備方針を明らかにするものです。

また、計画は概ね20年後の都市の姿を展望した上で、都市計画に関する基本的な方針を定めるとされていることから、令和22(2040)年を目標年次(20年間)とします。

ただし、社会・経済情勢の変化への柔軟な対応、都市計画に関する新たな制度手法の創設への対応など、必要に応じて適宜見直しを行うこととします。

1-5. 計画対象区域

計画対象区域は、多古町全域(72.80k㎡)とします。



多古町の全域



I-6. 計画の構成

本計画は、まちの将来像、将来都市構造及び分野別基本方針を定める「全体構想」、全体構想を踏まえ地区ごとの特性に応じたまちづくりの方針を定める「地区別構想」、まちの将来像の実現に向けた考え方を定める「まちづくりの実現に向けて」の3つの柱を軸に構成しています。

【計画の構成】

第1章 都市計画マスタープランの概要

○本計画の改訂の背景や計画の位置づけ、計画期間、計画書の構成等を示しています。

第2章 多古町の現況と課題

○町の現況や町民意向等を踏まえ、まちづくりの主要な課題を整理しています。

第3章 全体構想

○まちの将来像や目標を定めた上で、その実現に向けた将来都市構造を示しています。
○また、目標の具体化に向けた都市計画に関連する6つの分野別の基本方針を整理しています。

第4章 地区別構想

○町内を4地区に分け、全体構想を基に地区の特性に応じたまちづくりの方針を示しています。

第5章 まちづくりの実現に向けて

○まちづくりの具現化に向けた基本的な考え方を示しています。